

暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定の締結

当組合では、平成29年4月に印西地区環境整備事業組合暴力団排除条例に基づき、当組合が行う事務又は事業から暴力団の排除の実効を期すため、当組合、千葉県印西警察署及び千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課の三者で協定を締結しました。

協定の主な内容

1. 組合は、組合が実施する入札に参加しようとする者、取引に係る契約を締結しようとする者又は組合の事務等の対象となる者が排除対象者であるか否かについて判断するため、条例に基づき、警察に照会し、その照会があったとき、警察は回答すること。
2. 警察は、組合の入札参加資格者等が排除対象者である事実を確認したときは、その旨を組合に通報すること。
3. 組合が暴力団排除措置を講じ、又は暴力団排除支援を行うに当たり、情報交換や具体的事案への対応等のため、必要があると認められるときは、組合及び警察の担当職員による協議を行い、警察に対して必要な支援又は協力を求めること。